

## 島根県私立高等学校等奨学のための給付金給付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、教育の機会の均等を図り、授業料以外の教育費負担を軽減するため、生活に困窮している世帯に対し、島根県私立高等学校等奨学のための給付金（以下「給付金」という。）を予算の範囲内において給付するものとし、その給付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）のうち、地方公共団体及び国の設置するもの以外をいう。
- (2) 高校生等 私立高等学校等の生徒であって、給付金の給付を受ける年度の7月1日（7月2日以降に入学することが私立高等学校等の学則に定められている場合は、その定められた日）に私立高等学校等に在籍し、次のいずれかに該当する者をいう。ただし、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている者を除く。
  - ア 法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部である受給資格の認定を得ることができると認められる者を除く。）
  - イ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）第3条に規定する者のうち、知事が補助対象と認める者
- (3) 保護者等 高校生等の保護者等（法第3条第2項第3号及び同法施行令（平成22年政令第112号）第1条第1項並びに同法施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第2条第2項に規定する保護者等）をいう。
- (4) 就学支援金 法第3条第1項の規定に基づき支給される高等学校等就学支援金をいう。

(給付対象者)

第3条 給付金の給付対象となる者は、高校生等の保護者等であって、給付金の給付を受ける年度の7月1日現在、島根県内に住所を有し、かつ次の各号の世帯区分のいずれかに該当する者とする。

ア 7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯

イ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（アの生業扶助が行われている世帯を除く。）

（給付対象経費及び給付金額）

第4条 給付金の給付の対象となる経費は、授業料以外の教育に必要な経費（以下、「学校徴収金等」という。）とし、給付金額は、前条の区分に応じてそれぞれ別表のとおりとする。

（給付の申請）

第5条 給付金の給付を受けようとする者は、島根県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、島根県内の私立高等学校等の高校生等にあつては在籍する私立高等学校等を通じて、また島根県外の私立高等学校等の高校生等にあつては、在学証明書（様式第2号）による在籍する私立高等学校等の長の証明を受け、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

ア 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式第3号）又は生業扶助の措置状況が確認できる「生活保護受給証明書」等の写し（第3条第1項アに該当する世帯）。

イ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が分かる書類（課税証明書・非課税証明書等の原本（第3条第1項イに該当する世帯）。ただし、島根県内の私立高等学校等に通う高校生等のいる世帯であつて、就学支援金の収入状況届出等において原本を添付している場合は、給付金の受給申請においては、写しの添付を認めるものとし、県外の私立高等学校等に通う高校生等のいる世帯は、学校長の原本証明があれば写しの添付を認めるものとする。）

ウ 委任状（様式第6号。次条第2項の規定により、私立高等学校等を経由する場合のみ。）

エ 健康保険証の写し（第3条第1項イに該当する世帯のうち、当該世帯に扶養されている高校生等が2人以上いる場合及び高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合に、当該高校生等及び兄弟姉妹のもの。ただし、公的な書類で確認が不可能な場合は保護者等からの誓約書（様式第7号）。）

オ 口座振替申出書

2 給付金の給付を受けようとする者は、前項の申請内容に変更があつたときは、前項に準じ知事に申請するものとする。

（私立高等学校等における審査及び代理受領）

第6条 私立高等学校等設置者（以下「学校設置者」という。）は、前条による申請が

あった場合は、書類等の審査を行ったうえで取りまとめ、様式第8号により知事に提出するものとする。

2 給付金は、保護者等からの学校設置者への委任により、学校設置者が保護者等に代わって受領し、その有する保護者等が負担すべき学校徴収金等に係る債権の弁済に充てることができる。ただし、各私立高等学校等单位で、保護者等全員から委任状の提出があった場合に限る。

3 前項の場合において、学校徴収金等に係る債権の弁済に充てた後に残額が生じた場合は、学校設置者は、保護者等にその残額を支払うものとする。

(給付の決定)

第7条 知事は、第5条の申請があったときは、速やかに保護者等の受給資格を審査し、島根県私立高等学校等奨学のための給付金給付決定通知書(様式第4号)又は島根県私立高等学校等奨学のための給付金不給付決定通知書(様式第5号)により、給付又は不給付を通知するものとする。この場合において、前条により私立高等学校等を経由した場合は、私立高等学校等を通じて行うものとする。

(給付の方法)

第8条 給付金は、年度ごとに1回、前条の規定により決定を受けた者(以下「受給権者」という。)に給付するものとし、一人の高校生等につき通算3回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回)を上限とする。ただし、第2条第1項第2号イの補助対象となる者については、追加で2回まで給付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が必要と認めるときは、随時給付又は受給権者以外の者に給付することができる。

(状況報告及び調査)

第9条 知事は、給付金の給付に関し必要があると認めるときは、保護者等又は学校設置者に対し報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に調査させることができる。

(実績報告)

第10条 学校設置者は、第6条第2項の場合において、その年度の3月31日までに、島根県私立高等学校等奨学のための給付金実績報告書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

2 学校設置者は、第6条第3項により保護者等に残額を支払った場合には、残額を保護者等が受領したことが分かる書類(領収書、振り込みを証明する書類等)を前項の実績報告書に添付するものとする。

(給付金の支払)

第11条 知事は、第7条により給付を決定した場合において、次項により学校設置者に支払う場合を除き、給付を決定した後、速やかに給付金を支払うものとする。

2 第6条第2項の場合において、学校設置者は、給付金の支払を受けようとするときは、島根県私立高等学校等奨学のための給付金請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

（給付決定の取消し）

第12条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第7条に規定する給付の決定を取り消すことができる。

- (1) 保護者等又は学校設置者が、法令、本要綱、給付金の給付の決定の内容、又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 保護者等又は学校設置者が、給付金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
- (3) その他給付金を給付することが適当でないと認められる場合

（給付の決定の取消しの通知）

第13条 知事は、前条の取消しを行った場合には、受給権者に対して、給付した給付金のうち、当該取消しに係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

（給付金の返還）

第14条 受給権者は、前条の規定による取消しの命令を受けた場合において、すでに給付金を受給しているときは、知事が別に指示する方法により、給付金を返還しなければならない。

（給付金の経理）

第15条 学校設置者は、第6条第2項の場合において、給付金の経理に係る帳簿を備え、給付金とそれ以外の経費とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、給付金の使途を明らかにしておかななければならない。

2 学校設置者は、前項の帳簿及び収支に関する証拠書類を給付金の給付が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

3 保護者等及び学校設置者は、給付金給付申請等に係る書類を給付金の給付が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月12日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

高校生等一人当たりの奨学のための給付金給付額

区 分	給付対象経費	給付額（年額）
第3条第1項ア該当世帯	授業料以外の教育に必要な経費	当該世帯に扶養されている高校生等 52,600円
第3条第1項イ該当世帯		通信制以外の高等学校等に通う高校生等のいる世帯 当該世帯に扶養されている1人目の高校生等 ①89,000円  当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の高校生等 ②138,000円
		通信制の高等学校等に通う高校生等のいる世帯 当該世帯に扶養されている高校生等 ③38,100円

（注）通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は、全て③の単価を用い、通信制以外の高校生等は、全て②の単価を用いる。